

# 土地収用法における主要な手続きフロー図

事業認定  
申請準備

事前相談（起業者→事業認定庁）  
申請図書の作成（起業者がコンサル等へ委託）⇒ 事前審査

事前説明会の開催（起業者）  
利害関係人に対して事業の目的及び内容の説明

事業計画が定まり、内容に  
変更が生じないことが見込  
まれた時点で実施

法第15条の14

事業認定  
手続き

事業の認定の申請（起業者→事業認定庁）

法第16条

申請書の公告・縦覧（起業地の存する市町村）

起業地の存する市町村にて2週間縦覧  
利害関係人は意見書等を提出することが可能

公用のために  
用いること

法第24条・25条

意見書等の提出あり

意見書等提出なし

公聴会の開催  
（事業認定庁が主宰）

法第23条

第三者機関の意見聴取  
（事業認定庁→第三者機関）

法第25条の2

事業認定の告示（事業認定庁）  
事業認定理由の公表（事業認定庁）

法第26条

土地調書・物件調書の作成

法第36条

収用委員会  
手続き

裁決申請・明渡申立て（起業者→収用委員会）

法第39条・47条の3

正当な補償を  
行うこと

収用委員会審理（収用委員会）

必要に応じて現地調査、鑑定を実施

法第46条

裁決（収用委員会→起業者・土地所有者等）

補償金の支払い（起業者→土地所有者等）  
権利取得・明渡し（土地所有者等→起業者）

法第102条

代執行  
手続き

代執行の請求（起業者→都道府県知事）

法第102条の2

明渡しがない  
場合

代執行の執行（都道府県知事→土地所有者等）